平成29年7月 秋田県豪雨災害に関する 緊急申し入れ

> 民進党 豪雨等災害対策本部 本部長 野田 佳彦

民進党は、平成 29 年 7 月 5 日からの九州北部豪雨災害を受け「民進党・豪雨等災害対策本部」を立ち上げ豪雨被害対策を行ってきたところである。

その後も、各地で豪雨による被害が出ていたが、7月22日から秋田県において大規模な豪雨災害が発生した。

この秋田豪雨災害について、民進党として、被災地を視察し、被害状況の把握 と、当該地方公共団体や被災者の方々の緊急要望等の集約を行ってきた。今般の 災害による、被災者の生活支援、インフラ等の復旧、各種産業の復興はもとより、 特に、この地域の基幹産業である農業の被害が相当であると推定されることか ら、農業者に対しての特段の配慮を政府にお願いするものである。

民進党としても政府に協力を惜しまず、また、被災地域の一刻も早い復興を目指し、被災地、被災者支援の対策が実施されるために、以下の提言を申し入れるものである。

1、 激甚災害の早期指定

被災者等の方々は、生活拠点、生活手段など今後の展望等について強い不安を感じている。そのため「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、当該地方公共団体からきめ細かく聴取をし、激甚災害指定を行うこと。

2、 被災者生活支援強化

- (1)被災者の方々等に対する財政的支援を図るため、制度の対象となる自然災害の程度の算定については当該地方公共団体からきめ細かく聴取し、被災者生活再建支援制度の柔軟な適用をすること。
- (2)二次災害の危険性、避難場所、利用可能な公共交通手段など、被災者の方々が必要とする情報を確実に提供し、周知徹底すること。

3、 中小企業者に対する金融支援

経営に支障をきたしている中小企業者を支援するため、セーフティーネット保証(4号)の対象地域に指定するなど、中小企業者に対する金融支援を行うこと。

- 4、 ライフライン、交通インフラ、公共土木施設等の早期復旧 ライフライン、交通インフラ等、公共土木施設等の復旧は、被災者支援及 び生活再建に不可欠なものである。そのため、下記の事項について早急な 対応及び支援を行うこと。
- (1)被災した道路・橋梁、河川、砂防、下水道、都市公園等の公共土木施設に ついて、早期復旧のための支援を行うこと。
- (2)破損した市町村の水道施設の復旧事業のため、速やかに国庫補助採択を行うこと。
- (3) 泥土や流木等の排除に関して迅速な処理がでるよう支援すること。
- 5、 農業災害等の復旧支援
- (1)河川・用排水路の氾濫等により被災した農地・農業用施設等に係る災害復 旧事業への早急な支援を行うこと。
- (2)被災林道の早期復旧、崩壊林地の早期復旧、災害再発防止のための治山事業に対する支援を行うこと。
- (3)被害を受けた農業者の経営の早急な安定のため、農業災害補償法に基づく農協共済について迅速な対応が行われるようにすること。
- (4)被害を受けた農業者の経営を早急に安定させるため、日本政策金融公庫

の災害復旧に係る農林漁業セーフティーネット資金の無利子化や既貸付 制度資金の償還猶予等、償還条件の緩和を図ること。

- (5)被害を受けた農業者の経営維持を図るため、被災農業者向け経営体育成 支援事業の実施について支援すること。
- 6、 地方公共団体に対する財政支援の強化 地方公共団体等による早期復旧を支援するため下記の措置を講ずること。
- (1) 災害復旧事業について早期採択を行うこと。
- (2)特別交付税による財政支援を行うこと。また、災害復旧事業債の地方債計 画額と財政融資の確保をすること。
- (3)災害廃棄物処理事業について国費負担で行うこと。
- 7、 ボランティア支援

災害復旧のために重大な役割を担っているボランティアの方々の活動等 を支援するために、下記の事項について実施すること。

- (1) ボランティアの受入について万全な体制をとること。
- (2) ボランティアセンター機能の強化と長期継続でボランティアニーズの掘り起こしとマッチングを促すこと。